

「(仮称)長野市手話言語条例骨子案」 意見・提案の概要と市の考え方

令和7年2月19日
市長定例記者会見資料
保健福祉部障害福祉課

対応区分	対応方針	件数(59件)
1	骨子案を修正する	13件
2	骨子案に盛り込まれており、修正しない	1件
3	骨子案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする	38件
4	骨子案に盛り込まれていないが、検討の結果、修正しない	2件
5	その他(質問への回答・状況説明等)	5件

整理番号	条例案該当箇所	意見・提案内容の概要	市の考え方	対応区分
1	2 定義 P2	「手話通訳者」についての定義がない。 市に登録している手話通訳者や市からの依頼をうけて活動する手話通訳者が対象であることが明確にわかるよう、定義でもはっきりとさせてはどうか。	第8条(手話通訳者の役割)で、手話通訳者の定義を「(市長が別に定める試験に合格した者その他市長が別に定める者をいう。以下同じ。)」と規定します。 手話通訳の資格制度は、手話通訳士(厚労大臣)、手話通訳者(都道府県・市町村認定)を想定しています。	1追加・修正
2	2 定義(1) P2	手話の定義 この条例における「手話」とは「日本手話」なのか「日本語対応手話」なのか、その両方なのか明記されていないが、どちらなのか？ 現在ろう学校では「口話」と「日本語対応手話」を中心に教えていると伺ったが、この条例で「手話」を「日本手話」と定義した場合にろう学校での教育内容に影響があるか？	2 定義(1)「この条例において、手話とは、」を含む全文を削除し、第3条(基本理念)第1項「手話の普及等は、手話が…」に併せて整理します。 「手話」は「日本手話」、「日本語対応手話」両方を含めて考えているため、教育内容に影響はないと考えます。 第9条(県との連携協力)を規定し、連携を深めていきたいと考えています。	1追加・修正
3	2 定義(1) P2	手話を使っているのはろう者と盲ろう者だけではなく、ろう者を取り巻く親や、子ども(コーダ)兄弟(ソーダ)にとっても必要不可欠である。 「ろう者」と限定せず、ろう者「等」又は、ろう者(盲ろう者及びびろう者を取り巻く者等)はどうか？	2 定義(1)「…ろう者(盲ろう者等を含む。)…」を含む全文を削除し、第2条(定義)第1項「ろう者」に併せて整理します。 この条例において手話を使用するすべての方は「市民」にも含まれています。 手話を第一言語として使用している方が「ろう者」と呼称していることから「ろう者」が適当と考えます。	1追加・修正
4	2 定義(1) P2	手話使用者の定義 手話を「ろう者が使用している言語」としているが、コーダ等も手話を使用しており、ろう者だけが使用しているのではない。 また、ろう者ではなく難聴者で補助的に手話を使用している人もいるので、「ろう者」ではなく「聴覚障害者」とした方が適当ではないかと思う。		1追加・修正
5	2 定義(1) P2	「(盲ろう者を含む)」を「手話を言語とする盲ろう者」に変更。	2 定義(1)「…ろう者(盲ろう者等を含む。)…」を含む全文を削除し、第2条(定義)第1項「ろう者」に併せて整理します。 「盲ろう者」は「ろう者」と重複する意味があり、「ろう者」に統一します。	1追加・修正
6	2 定義(1) P2	盲ろう者の方々が手話をコミュニケーション方法として使用している人は少ないため、「ろう者(盲ろう者等を含む)」という規定は、違和感を感じる。		1追加・修正

整理 番号	条例案 該当箇所	意見・提案内容の概要	市の考え方	対応区分
7	2 定義(2) P2	ろう者とは→盲ろう者は、ろう者ではない。 (きこえにくい者及び盲ろう者のうち…)盲ろう者を削除する。 ※目と耳の両方に障害がある人のことを「盲ろう者」と言う。見え方、聞こえ方、環境等により様々なコミュニケーション方法をとっている。	2 定義(2)「きこえにくい者及び盲ろう者のうち…」の「盲ろう者」を削除します。 「盲ろう者」は「ろう者」と重複する意味があり、「ろう者」に統一します。	1追加・修正
8	2 定義(1) P2	盲ろう者はろう者には含まれない。 視覚、聴覚重複でどちらにも含まれない全く別の障害である(まだ障害名称として認められていない。) 「ろう者とは」に盲ろう者が含まれるのは間違いである。 盲ろう者の場合、ただ手話でコミュニケーションをとるだけでは、自己判断、自己決定ができないため、状況説明など色々な情報を伝えるなどが必要である(情報アクセシビリティ・コミュニケーション法)。 条例では、ただ手話の環境だけ整えれば良いと誤解されかねない。 例えば、 1. 「この条例において手話とはろう者が自ら生活を営むために使っている。独自の言語体系を有する」 2. 「この条例は、ろう者(ろう児)だけでなく、手話を言語とする盲ろう者、きこえにくい者など手話を使い日常生活または社会生活を営むすべての者が含まれる。」	2 定義(1)「…ろう者(盲ろう者等を含む。)…」を含む全文を削除し、第2条(定義)第1項「ろう者」に併せて整理します。 「盲ろう者」は「ろう者」と重複する意味があり、「ろう者」に統一します。 2 定義(1)「この条例において、手話とは、」を含む全文を削除し、第3条(基本理念)第1項「手話の普及等は、手話が…」に併せて整理します。	1追加・修正
9	2 定義(1) P2	盲ろう者の中で手話を使っている人も自分はろう者と思っている人は全員ではないと思う。		1追加・修正
10	2 定義(1) P2	「豊かな人間性の涵養」など全体的に表現が難しいため、市民が十分に理解できるよう、中学生がわかる程度の易しい日本語表記にしてほしい。	2 定義(1)「豊かな人間性の涵養…」を含む全文を削除し、第3条(基本理念)第1項に併せて整理します。 本条例には、「豊かな人間性の涵養…」を規定しますが、市民の皆様等に本条例を周知するため、条例をわかりやすく紹介するパンフレット等の作成を予定しています。 そのパンフレット等ではやさしい日本語表記を使用するなど、わかりやすい表現に努めます。	1追加・修正
11	2 定義(1) P2	豊かな人間性の「涵養」は、わかりやすい言葉にするか、この言葉を使うのであればルビを振ってほしい。		1追加・修正
12	2 定義(1) P2	「涵養」という言葉が難しい。		1追加・修正
13	12 学校における理解の増進(2) P3	児童、生徒及び職員に対し…に保護者は含まれないのか。	12 学校における理解の増進(2)「児童、生徒及び教職員」を「児童、生徒、教職員等」に改め、学校教育活動に関わる方を広くとらえたいと考えています。	1追加・修正
14	なし	条例が施行されてから、施策が推進されているかチェックし、市民に報告するためのしくみを作してほしい。 条例は作って終わりではない。	10 施策の策定及び推進(3)「施策について、実施状況を公表しなければならない。」に規定しています。	2既に反映済み

整理 番号	条例案 該当箇所	意見・提案内容の概要	市の考え方	対応区分
15	前文 P1	「ろう者」という言葉が多用されていますが、手話を日常的に使用する方の中には難聴者や中途失聴者もいる。ろう者、難聴者中途失聴者等を並記した上で「手話を必要とする者」とした方がよい。 また手話話者の中には「きこえない親から生まれたきこえる子」もいるので配慮してほしい(東京都の条例を参考にしてほしい。)	手話を第一言語として使用している方が「ろう者」と呼称していることから「ろう者」が適当と考えます。 この条例において手話を使用するすべての方は「市民」にも含まれます。 本条例に関しては、東京都の条例等も参考にし施策で対応したいと考えています。	3修正せず 参考
16	前文 P1	「手話が言語として認められてこなかった」が、現在は障害者権利条約や障害者基本法において、手話が言語であると位置づけられている。 自治体の言語条例には、その旨が記載されている条例が散見される。 法的に手話が言語であると明文化されていることを周知する意味でも「障害者権利条約」「障害者基本法」での手話の位置づけを加えてほしい。	障害者権利条約や障害者基本法の法的な位置づけについては、経過や背景を丁寧に説明する必要があることからこの条例の中で説明するのではなく、条例制定後に、普及啓発のために作成するパンフレット等へ記載することを検討します。	3修正せず 参考
17	前文 P1	9行目 (不安を)感じながら→抱えながら 13行目 取り組んできた→取り組んでいるところ…(完了していない。) 15行目 (十分に)深まって→広がって、に修正。	関係部局と検討した結果、条例案のとおり規定します。	3修正せず 参考
18	1 目的 P1	「共生することの」を「共生することが」に修正。		3修正せず 参考
19	2 定義(2) P2	「ろう者」ではなく「聴覚障害者」の方が「きこえない者、きこえにく者」が分かりやすい。 「ろうしゃ」と聞いても、ピンとこない市民が大多数です。	手話を第一言語として使用している方が「ろう者」と呼称していることから「ろう者」が適当と考えます。 関係部局と検討した結果、条例案のとおり規定します。	3修正せず 参考
20	2 定義(2) P2	聞こえにくいものは「難聴者」といい、「ろう者」とは言わない。 また中途失聴者でも手話を使っている方がいる。一般的に「ろう者」とは先天性聴覚障害であって音の聞こえないものとされている。 条例の中には「ろう者」という言葉が繰り返し使われている。聴覚障害者というと難聴者・中途失聴者・ろう者・盲ろう者すべてが入る。 条例として「聴覚障害者」という言葉を使った方が広義に捉えられるので良いと思う。 または一般市民や子ども達にわかるように「手話を必要としている人」「聞こえに障害がある人」などかどうか。		3修正せず 参考
21	2 定義(2) P2	「ろう者」という表現について、難聴者でも手話を使っている人もいるので「聴覚障がい者」とした方がよいのではないか。		3修正せず 参考
22	2 定義(2) P2	「ろう者」→「聴覚障害者」とした方がよい。		3修正せず 参考

整理 番号	条例案 該当箇所	意見・提案内容の概要	市の考え方	対応区分
23	2 定義(3) P2	「手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備」を具体的に示すこと。	「手話の普及や、手話をしやすい環境の整備」に関する施策の具体的内容は今後検討していきます。 市民の皆様等に本条例を周知するため、条例をわかりやすく紹介するパンフレット等の作成を予定しています。 その中で施策の具体例を挙げるなど、わかりやすい広報に努めます。	3修正せず 参考
24	2 定義(3) P2	条文の意味がよくわからない。 「手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備」とはどういう意味か？		3修正せず 参考
25	2 定義(3) P2	「手話の普及その他の手話を使用…」文の意味が分からない。「手話の普及とその他の…」ということなのか。		3修正せず 参考
26	4 市の責務 P2	具体的に取組む分野を記載し、学習会の推進をしてほしい(学校、医療機関、市役所、図書館、介護施設、商店街など)。		3修正せず 参考
27	4 市の責務 P2	市職員(消防も含めて)が手話に対する理解を深め、手話を学習することができるよう環境を整える、という内容を追加してほしい。	市職員については、職場研修等を通じ、手話を学習できる機会を検討していきたいと考えています。	3修正せず 参考
28	7 ろう者の役割 P2	手話の普及に関する項目なので、ろう者だけでなく手話サークル等の関係団体の役割でもある。 しかし、サークルが「市民」に入るのであれば、手話普及等に関する施策に協力しかできないように読み取れる。 また「主体的に」とあえて入れることで、手話の講習会企画はろう者の団体だけが担うべきとの誤解が生まれ兼ねないと思う(「自主的に」はよいと思う。) 「ろう者」→「手話を必要とするもの及び手話サークル等関係団体」又は、手話の普及活動を行う市民団体ではどうか？	ろう者の役割に関する項目として規定しているため、条例案のとおり規定します。	3修正せず 参考
29	10 施策の策定及び推進(2) P3	「当事者団体」の定義は何か？ 手話の関係では、聴覚障害者団体だけでなく、手話通訳者や手話サークルも当事者団体がある。 誤解がないよう並記してほしい。	当事者団体は、一般社団法人長野市聴覚障害者協会等を想定していますが、団体を条例にすべて並記することは難しく、記載されない団体が生じないよう、条例案のとおり規定します。 必要に応じて、他の団体や個人の意見も参考にしたいと考えています。	3修正せず 参考
30	10 施策の策定及び推進(2) P3	施策を策定するにあたり、多くの方の意見を聞く必要がある。 「当事者団体」とは「障がい当事者団体」のことか？ 手話を生業としている「手話通訳者団体」も含まれるのか？ 手話の普及には、障がい当事者の意見は必要だが、通訳者の意味も加味してほしい。 当事者団体に括らず、当事者等にした方が広く意見が聞けるのではないか？		3修正せず 参考
31	10 施策の策定及び推進(2) P3	当事者(聴覚障害者団体)の意見をきくことは重要であり、それを明記していることは評価できる。 また、施策の実施状況を公表したのち、その評価についても、当事者(聴覚障害者団体)の意見を聞き、評価することも重要である。 評価についても当事者の意見を聞くように明記してほしい。	施策の実施状況についても、必要に応じて、当事者団体の意見を確認したいと考えています。	3修正せず 参考

整理 番号	条例案 該当箇所	意見・提案内容の概要	市の考え方	対応区分
32	11 手話を学ぶ機会の確保等(1)(2) P3	手話は、聞こえが悪くなった時の音声言語に代わる言語になる。 もう少し関心を持ってもらえるように働きかけることが必要ではないか。 声が通らないところでも、会話でき便利である。 興味がある人だけでなく、興味や関心を持ってもらえるように働きかけることも必要ではないか。	本条例を制定し、手話の普及に関する施策を推進していきたいと考えています。	3修正せず 参考
33	11 手話を学ぶ機会の確保等(2) P3	「市民が手話に親しみを覚える取組…」例えばどのような取組を想定して、市が行う支援とはどのような支援なのか。	手話出前講座やイベントの周知など必要な支援を行っていきます。	3修正せず 参考
34	12 学校における理解の増進(1) P3	学校教育において手話を学ぶことを推奨するならば、小学校5年生位の子供達がこの条例を理解できるレベルの文章にする方が良い。	市民の皆様等に本条例を周知するため、条例をわかりやすく紹介するパンフレット等の作成を予定しています。 そのパンフレット等ではやさしい日本語表記を使用するなど、わかりやすい表現に努めます。	3修正せず 参考
35	12 学校における理解の増進(2) P3	手話は言語である。 学校で学ぶ機会が1年に1回では生きた言語とは言えない。 継続的に学べる機会を確保してほしい。 長野県内には長野と松本にろう学校がありますが、ろう児が手話で学べる環境ではない。 県と連携して、ろう教員の人数を増やし、手話で学べる学校作りをお願いしたい。	手話出前講座は複数回学べるよう予算化し、県とも連携していきたいと考えています。	3修正せず 参考
36	12 学校における理解の増進(2) P3	「学校において、児童、生徒及び教職員に対し、手話を学ぶ機会を提供するよう努めるものとする」とあるが、県立学校にも適用されるのか？	手話を学ぶ機会の提供については、県と連携して対応していきたいと考えています。	3修正せず 参考
37	12 学校における理解の増進(2) P3	学校に入る前の未就学のろう児についても触れてほしい。 実際デフファミリー（家族全員が聴覚障害者）でろう学校幼稚部において手話が通じず、悲しい思いをしていたお子さんを知っている。 その子らは県外の学校に進学した。 この条例が生まれたろう児から、亡くなる直前の手話を必要とする方に有効な言語条例であってほしい。	この条例においては、ろう児もろう者に含まれるため、子ども向け手話教室の開催や今後の施策の中で関係部局と協議していきたいと考えています。	3修正せず 参考
38	12 学校における理解の増進(2) P3	学校で手話授業をつけてほしい。	手話出前講座を活用してもらえるよう周知していきたいと考えています。	3修正せず 参考
39	13 医療機関における手話の啓発 P3	医療機関では命にかかわる場合や、緊急性の高い場合もある。 手話通訳者の手が間に合わないことも想定されるので、遠隔手話通訳の体制も整えてほしい。	手話通訳者名簿の周知と合わせ、現行制度の中で対応していきたいと考えています。	3修正せず 参考

整理 番号	条例案 該当箇所	意見・提案内容の概要	市の考え方	対応区分
40	13 医療機関における手話の啓発 P3	医療機関における手話の啓発は、介護事業所においても同様に必要だと考える。 聞こえない方が高齢になっても住み慣れた地域で、手話を通じる環境で命ある限り心穏やかに暮らせるような環境整備ができるよう、啓発に努めることが必要である。	介護事業所への啓発も重要と考えますが、すべて並記することは難しいため、5事業者の責務に規定しています。	3修正せず 参考
41	13 医療機関における手話の啓発 P3	高齢者の問題が含まれていない。 医療機関における手話の啓発とあるが介護現場も早急に必要である。 医療現場と同様に条例に入れて欲しい。		3修正せず 参考
42	15 手話通訳者等の養成等(2) P4	手話通訳者の養成 「災害時において互いに支え合うための地域づくりに資するよう、手話を使うことができる者の養成を行うものとする」とあるが、災害時に限定する必要があるのではないか？	15 手話通訳者等の養成等(1)で、日常での手話通訳者の養成を想定し、15 手話通訳者等の養成等(2)で、災害時への備えとして規定しています。	3修正せず 参考
43	15 手話通訳者等の養成等(2) P4	「災害時において」は、災害時に限らず日常生活の中でのことと思うが、災害時と書き出す必要があるのか。	令和元年東日本台風を経験したことから、15 手話通訳者等の養成等(2)で、災害時への備えとして規定しています。	3修正せず 参考
44	なし	条例制定について賛成の立場での意見。 障がいについてのとらえが医学モデルから社会モデルになっている現在、この条例案は、聴覚障害者を対象としたものではなく、手話をつかう人を対象とした点において社会モデルとしてもすぐれている条例案と考える。 国の省庁や施策関係で、本条例を障害者施策の中で行うという建付けはやむをえないが、条例案のなかで「聴覚障害者」という語句を使っていないことは、社会モデルから評価できる。 仮に、条例が聴覚障害者を対象とするとした場合、医学モデルの考えによって、難聴者や中途失聴者なども含めるべきではないか、の指摘が出る懸念があるが、難聴者や中途失聴者に対する施策は必要で、手話言語条例ではなく、別の立法(例えばコミュニケーション施策推進など)で対処すべきである。 前文にも明記されているように、手話言語は日本語とは別の言語であり、しかも言語を使う、学ぶ環境も十分に保障されてきたとはいえない史実がある。 現在もなお、これまで手話が抑圧されてきた歴史の影響を受けており、ろう者は変わらず不利益を被っている。 条例制定及びその施策の推進において、対象者を「聴覚障害者」ではなく、「手話を生活で使う人たち」と規定していることに意義がある。 医学モデルの固定観念に縛られみずからそのことに気づくことのできない人や、聴覚障害者とは対等ではなく、常に「支援(助ける)」をすることが必要だといった考えを持つ心ない人たちにとっては、この条例が言語権を保障するという考えに基づいている意義を理解することは難しい。 むしろ、反発も予想されるが、長野市においては、自信をもって社会モデルに立った施策を推進してほしい。	手話が言語であるという本条例の主旨を周知し、手話の普及に努めたいと考えています。 手話を使わない聴覚障害者のコミュニケーションの保障についても大変重要であると考えており、本条例とは別に対応していきます。	3修正せず 参考

整理 番号	条例案 該当箇所	意見・提案内容の概要	市の考え方	対応区分
45	なし	聴覚障害者の中には手話を使わない人も多い。 難聴者や中失者は音声言語を使って話すため、むしろろう者より周囲に理解されずに悩む方も多い。 手話を使わない聴覚障害者のコミュニケーションを保障し市民への理解を広げるための方法等あわせて考えてほしい。	手話を使わない聴覚障害者のコミュニケーションの保障についても大変重要であると考えており、本条例とは別に対応していきます。	3修正せず 参考
46	なし	条例の表現が難しく聞こえない人や子どもはもちろん、一般市民にも分かりにくい。 「やさしい日本語版」を作ってほしい。		3修正せず 参考
47	なし	他県のと比べ、文章がかたく感じる。 全体的に分かりやすい文章をお願いする。	市民の皆様等に本条例を周知するため、条例をわかりやすく紹介するパンフレット等の作成を予定しています。 そのパンフレット等ではやさしい日本語表記を使用するなど、わかりやすい表現に努めます。	3修正せず 参考
48	なし	条例なので、文章が難しいのは仕方ないが、誰にもわかる表現が必要ではないか。 この条例を制定しどのように条例や市民の責務を周知していくのか。		3修正せず 参考
49	なし	条例の周知方法 この条例が施行された際に、市民にどのように周知するのか？ ホームページに掲載するだけでは誰も見ない。 条例を作るだけでなく市民に広く周知してほしい。	ホームページ、パンフレット、広報ながの等、あらゆる方法で周知を考えています。	3修正せず 参考
50	なし	「手話」と「手話言語」の統一がない(「手話言語」の表記は前文1つのみ)。 意図があるなら、手話と手話言語の定義を明確にしてほしい。	手話言語は、音声言語に対する説明として規定しています。	3修正せず 参考
51	なし	手話・情報保障については 3、専任手話通訳者正規採用をお願いしたい。	身分保障や採用につきましては、県や他都市の状況など参考にしながら、より良い制度について研究していきたいと考えています。	3修正せず 参考
52	なし	手話・情報保障については 4、テレビ字幕拡大及び手話通訳をお願いしたい。	条例を制定し、関係機関に周知していきたいと考えています。	3修正せず 参考
53	6 市民の責務 P2	「市民」→「住民」とした方が良い。	市条例のため、「市民」とします。	4実施困難
54	なし	手話・情報保障については 1、24時間でいつでも手話派遣できる体制(市役所の防災課で災害、事故、病院など)を設置してほしい。	手話通訳者の大幅な人員確保が困難なことから24時間対応については、難しい状況です。 手話通訳者の確保に努めるとともに、様々なツール(電話リレーサービス等)を活用していただくことで対応していきます。	4実施困難

整理 番号	条例案 該当箇所	意見・提案内容の概要	市の考え方	対応区分
55	前文 P1	手話言語は言語であることは望ましい。	同様に考えています。	5その他
56	10 施策の策定及び推 進(4) P3	「第2項の規定」とは何の第2項か？	10 施策の策定及び推進(2)を指しています。	5その他
57	20 財政上の措置 P4	「必要な財政上の措置」とあるが、今年度条例ができて来年度予算の中に盛り込まれるのか。	来年度以降、必要な財政措置をしていきます。	5その他
58	なし	手話・情報保障については 2、テレビ通話を設置してほしい。	障害福祉課と長野市聴覚障害者センター(デフネットながの)に設置済です。 現状での対応でご理解ください。	5その他
59	なし	長野市手話言語条例の制定をする前に強い要望がある。 障害者差別解消法が2024年4月から事業者も合理的配慮が義務化されるとあるが、実際はまだろう者差別が根強く残っている。 求職活動を行っているが、ろう者はコミュニケーションが取れないから、万が一何があっても責任を持ってないという理由で不採用になった。 この会社は不信感があるので、SNSで実名公開する。	長野市障害者権利擁護サポートセンター(社会福祉法人森と木 ながの地域相談支援センターベターデイズ内)を紹介し、状況を聞き取っていきたいと考えています。	5その他